

◇◆◇目次◇◆◇

1. 障がい者雇用経営者向けトップセミナーを開催します【岐阜県】
2. 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集！【厚生労働省】
3. 労働保険～労働保険があればこそ、みんな安心して働けます～【厚生労働省】
4. 岐阜県の最低賃金について【岐阜労働局】

★★

1. 障がい者雇用経営者向けトップセミナーを開催します【岐阜県】

岐阜県では、障がい者がその能力を発揮し、生き生きと活躍できる地域づくりを実現するため、障がい者の就労や企業の障がい者雇用を支援しています。

このたび、企業経営者層の方に障がい者雇用に関する理解を深めていただくため、障がい者雇用の経営上のメリットや人材活用について事例を交えてご紹介する、「障がい者雇用経営者向けトップセミナー」を川崎重工業株式会社と共催で、下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

<詳細>

○日時：平成31年2月13日（水） 13：30から16：30

※受付は13：00より開始

○場所：テクノプラザ（岐阜県科学技術振興センター）

各務原市テクノプラザ1-1

○内容

- (1) 講演「障がい者雇用の最新状況～精神障がい者雇用の現状～」

講師：NPO法人障がい者就業・雇用支援センター 理事長 秦 政 氏

- (2) 県内企業による「障がい者雇用の取り組み」事例発表

講師：株式会社東和組立 代表取締役 板津 幹彦 氏(岐阜県障がい者雇用アドバイザー)

- (3) パネルディスカッション「今後の障がい者雇用について」

パネリスト：NPO法人障がい者就業・雇用支援センター 秦 政 氏

株式会社東和組立 代表取締役 板津 幹彦 氏

中部アグリ株式会社 Vファーム海津 所長 武馬 弘和氏

社会福祉法人楽山・杜の会 会長兼施設長 光星 隆 氏

進 行 役：岐阜県障がい者雇用企業支援センター センター長 川地 政明

○参加費：無料

○申込方法：要申込

平成31年1月30日（水）までに、岐阜県障がい者雇用企業支援センターホームページ (<http://shougaikigyoshien.jp/>) から、

申込書をダウンロードして、所属機関、住所、氏名、電話番号をご記入の上、E-mailまたはファックスにて、下記申込先までお申込みください。

○主催：岐阜県
川崎重工業株式会社
株式会社川重ハートフルサービス

<申込先・お問い合わせ先>

岐阜県障がい者雇用企業支援センター
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎2階
E-mail: center@shougaikigyoshien.jp
FAX: 058-215-0583
運営：岐阜県障がい者雇用企業支援センター

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★
2. 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集！【厚生労働省】

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働く」ための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナー参加者を募集しています。

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催しております。

8月から全国でセミナーを開催しておりますが、今般、みなさまにご好評いただき、セミナーの追加開催が決定しました。このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。【事前申込制・参加無料】

<詳細>

○会場：岐阜県勤労福祉センター ワークプラザ岐阜 大会議室302

○日程：平成31年1月11日（金）

○時間：午前の部 9：30から12：00
午後の部 13：30から16：00
個別相談会 16：00から17：00

○定員：午前、午後とも先着150人

※その他、中小・小規模企業向け、労働者向けのセミナーへの講師派遣も受け付けております！

○参加費：無料

○申込方法：要申込

(株)東京リーガルマインド <http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

<問い合わせ先>

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局
株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話：03(5913)6085 ※受付時間 平日9:00から18:00

★★

3. 労働保険～労働保険があればこそ、みんな安心して働けます～【厚生労働省】

- 労働者とその家族の生活と安全のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。
- 成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、未手続きの事業主には、追加の徴収金が課される場合があります。
- 未手続事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。
- 経営者や社長及び役員の方でも労災保険に加入できる、特別加入制度もあります。

○厚生労働省より

正社員はもちろん、パート、アルバイト、臨時社員など、名称の如何を問わず、ひとりでも労働者を雇ったら、労働保険に入る必要があります。
それが社員を雇う経営者としての責任です。

<お問い合わせ>

高山労働基準監督署
TEL：0577-32-1180

★★

4. 岐阜県の最低賃金について【岐阜労働局】

≪岐阜県最低賃金≫

- 最低賃金額：825円
- 改正発効日：平成30年10月1日

岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定（産業別）最低賃金と岐阜県最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用となります。

≪特定（産業別）最低賃金≫

<岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業>

- 最低賃金額：866円
- 適用除外労働者

- ・18歳未満又は65歳以上の者
- ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ・電球、電気照明器具製造業で働く者
- ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者
- ・卓上において、手作業により又は小型手持動力機、操作が容易な小型機械若しくは手工具を用いて行う巻線、組線又は組付の業務に主として従事する者

<岐阜県自動車・同附属品製造業>

○最低賃金額：910円

○適用除外労働者

- ・18歳未満又は65歳以上の者
- ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ・手作業による、選別、包装又はこれらに付随する業務を主として従事する者
- ・卓上における、手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

<岐阜県航空機・同附属品製造業>

○個別最低賃金額：950円

○適用除外労働者

- ・18歳未満又は65歳以上の者
- ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ・手作業による、選別、包装又はこれらに付随する業務に主として従事する者
- ・卓上における、手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

<改正発効日>

平成30年12月21日

<注意事項>

- ① 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ② 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
- ③ 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
- ④ 実際に支払われる賃金額と最低賃金額の比較方法
 - ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
 - ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。

《お問い合わせ》

- ・厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp>
- ・最低賃金に関する特設サイト：<https://pc.saiteichingin.info>
- ・岐阜労働局 HP：<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>
- ・岐阜労働局賃金室：TEL 058-245-8104

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。